

## 令和7年鹿児島県障がい者ピアサポート研修 Q&A

### 1 受講要件について

問1 すでにピアサポート体制（実施）加算を届出済だが、研修の申込みはできるか。

（答）令和7年度鹿児島県障がい者ピアサポート研修案内の5の（1）（2）「受講対象者」の要件を満たしている方であれば、どなたでも申込みできます。

問2 現在事業所に勤務していないが申込可能か。

（答）個人での申し込みも可能です。申込フォームに必要事項をご入力ください。

問3 事業所職員だが、現在ピアサポーターを雇用していなくても申込可能か。

（答）申込可能です。申込フォームに必要事項をご入力ください。

問4 事業所管理者及び専門職等であり、障害の体験も有しているが申し込みは可能か。

（答）申込可能です。募集定員を超過した場合、受講者選定の参考とさせていただきますので、申込フォーム「志望動機」の欄へその旨ご記載ください。

問5 既に管理者が修了済みの場合、ピアサポーターのみでの申込は可能か。

（答）お申込みいただけます。ただし、募集定員を超過する申込があった場合、選考上優先順の高い方から受講の可否を決定しますので、受講申込者全員を受講決定できない場合があります。

問6 専門職の受講要件に必須の要件（資格など）はあるか。管理者や代表者でなくとも受講できるか。

(答) 研修の受講には、資格要件はありません。ただし、ピアサポート体制（実施）加算の算定にはサービス毎に資格要件があります。詳しくは、加算の届出先の各障害福祉サービス等の行政窓口までお問合せください。

問7 事業所職員とピアサポーターはまとめて申込みを行ってもよいか。

(答) 申込フォームへの入力、管理者・専門職等とピアサポーターそれぞれに作成してください。

## 2 申込書の記載内容について

問8 申込フォームにきちんと登録されたか、確認したい。

(答) 申込フォームに登録すると、登録いただいたメールアドレスに自動で受付確認メールが送信されます。

## 3 受講決定について

問9 受講の可否はいつ頃わかるか。

(答) 令和7年8月25日までに受講の可否を申込時に登録したメールアドレス宛に通知します。

## 4 その他

問10 ピアサポート加算について教えてください。

(答) ピアサポート体制加算、ピアサポート実施加算等の要件については、加算の届出先の各障害福祉サービス等の行政窓口までお問合せください。